

## 不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
水質汚濁防止法第8条第2項	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造等の計画変更命令又は設置計画の廃止命令	環境企画課

### 1 処分基準は、次のとおりとする。

第5条の規定による届出又は第7条の規定による届出があった場合において、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が当該施設に係る有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準に適合しないと認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。